

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社中央製作所

【英訳名】 Chuo Seisakusho, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後 藤 邦 之

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

【電話番号】 052(821)6166番

【事務連絡者氏名】 総務部長 太 田 浩

【最寄りの連絡場所】 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

【電話番号】 052(821)6166番

【事務連絡者氏名】 総務部長 太 田 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 38,809,335円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（定款第29条）及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（定款第37条）を定めるものであります。

また、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と責任限定契約を締結できる旨の規定（定款第29条）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（定款第37条）を定めるものであります。

なお、（定款第29条）におきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、高山稷、入谷正章及び伊藤雄太の3名を選任するものであります。

なお、入谷正章、伊藤雄太の両氏は、社外監査役の候補者であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	5,440	56	0	(注)1	可決 98.76
第2号議案 定款一部変更の件	5,458	38	0	(注)2	可決 99.09
第3号議案 監査役3名選任の件					
高山稷	5,447	49	0	(注)3	可決 98.89
入谷正章	5,444	52	0		可決 98.83
伊藤雄太	5,444	52	0		可決 98.83

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。